平成２２年（フ）第１１９５号
福岡県古賀市谷山847番地１
債務者　三嶋　健二
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１９６号
福岡県糸島市前原北４丁目16番54―307号
債務者　吉田奈保子
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２０１号
福岡市南区桧原３丁目19番３―107号
債務者　山田　栄子（旧姓古河・峯）
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２１２号
福岡市博多区吉塚２丁目２番４―204号
債務者　田中都弥子
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２２３号
福岡県春日市昇町６丁目42番地ユアーズマンション21・302号
債務者　菊永　陽子
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２３５号
福岡県糸島市高田５丁目２番16―302号
債務者　吉村　博美（旧姓松本）
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２４５号
福岡市博多区対馬小路６番８―201号
債務者　中村　和美
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２４９号
福岡市南区野間４丁目13番24号
債務者　崎田　幸子
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２５３号
福岡市西区今宿２丁目13番13―202号
債務者　平野　哲志
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２５４号
福岡市西区今宿２丁目13番13―202号
債務者　平野　陽子
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２６７号
福岡県宗像市三郎丸６丁目３番23号
債務者　藤瀬　龍幸
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２７１号
福岡県福津市光陽台２丁目20番地の１
債務者　中村　重秋
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２７２号
福岡県福津市光陽台２丁目20番地の１
債務者　中村　静乃
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２８０号
福岡県大野城市東大利１丁目３番22号
債務者　小川　　誠
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３０３号
福岡市中央区福浜１丁目１番11―1502号
債務者　原　眞由美
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３２５号
福岡県福岡市東区多の津１丁目18番11号
債務者　藤井　剛史
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３６３号
福岡市南区野間１丁目２番12号
債務者　川崎　弘子
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３６５号
福岡市西区下山門２丁目８番１号
債務者　井口　絹子
１　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部